

はじめに



国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がいのある方の権利の保護や尊厳の尊重について重点的に取り組んできました。

近年では、「地域共生社会」という言葉が様々な場面で使用されるようになり、少しずつではありますが、社会に浸透しつつあるように感じます。これからは、「地域共生社会」の実現に向けて、ますます歩みを進めていく段階であると思います。

静岡市には、令和元年度末時点で障害者手帳をお持ちの方が35,938人いらっしゃいます。「障がい」の考え方は、発達障がいや難病に範囲を拡大しており、今後も福祉的支援が必要な方はますます増加していくことが予想されます。

また、医療が発達する一方で、日常的に医療的ケアが必要な障がい児・者が増加していることや、障がいのある個人や家族が高齢者福祉や児童福祉の分野にまたがった複合的な困難を抱えているケース等、新しい支援のニーズも生じております。

そして、全国的な災害の頻繁化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、暮らしの安全や安心が脅かされつつあり、障がいのある人が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが求められています。

障がいのある方も等しく権利や意思を尊重され、幸せで豊かな生活を送り、必要な支援を受けることのできるまちづくりを推進するため、この度本市が策定しました「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」では、「障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる『共生都市』の実現」を基本理念として掲げました。

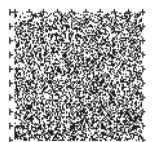
本計画の理念を実現するためには、障がいのある方やそのご家族、障がい者支援団体や企業の方々、地域の住民ひとりひとり、そして行政が、それぞれ障がい者福祉の向上のためにどのような役割を担えばよいかを自覚し、分担と連携をして取り組んでいくことが重要となります。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsとのつながりを意識して各分野の施策を実行していきます。市民の皆様、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました静岡市障害者施策推進協議会及び静岡市障害者自立支援協議会の委員をはじめ、静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会の参加団体、関係団体の皆様、そして多くの市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

静岡市長 田辺 信宏



目次

第1章 計画策定に係る基本的事項

- 1 計画策定の趣旨……………1
- 2 国の動向……………2
- 3 計画の位置づけ……………4
- 4 計画の対象……………5
- 5 計画の期間……………5

第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

- 1 障害者手帳交付者数等の状況…6
- 2 市民アンケート調査の結果【概要】
……………12
- 3 前計画の効果測定……………16

第3章 計画の目指す方向性

- 1 計画の全体図……………18
- 2 基本理念……………20
- 3 基本目標……………21
- 4 SDGsの推進 ……22
- 5 生涯活躍のまち静岡 (CCRC) の推進…23

6 施策の体系……………24

- 7 本計画を効果測定する成果目標の設定
……………26

第4章 分野別の施策について

- 1 権利擁護・理解促進……………31
- 2 地域生活支援……………51
- 3 医療・保健……………92
- 4 生活環境……………99
- 5 安全・安心……………111
- 6 子ども……………117
- 7 雇用・就労……………134
- 8 文化活動・市民生活……………144
- 障害福祉サービス等の提供基盤の
整備について……………157

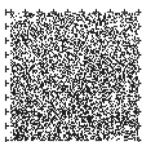
第5章 計画の推進

- 1 PDCAサイクルによる計画の推進
……………161
- 2 障がい者福祉施策に係る関係する会議体
……………162

障害福祉サービス等 掲載ページ早見表

サービス等の種類	ページ
計画相談支援	59
障害児相談支援	60
施設入所支援	67
地域移行支援	68
地域定着支援	69
自立生活援助	70
居宅介護	72
重度訪問介護	73
生活介護	74
自立訓練(機能訓練)	75
自立訓練(生活訓練)	76
短期入所(福祉型)	77
短期入所(医療型)	78
療養介護	94

共同生活援助	100
共同生活援助(日中サービス支援型)	101
同行援助	104
行動援助	105
児童発達支援	118
医療型児童発達支援	119
放課後等デイサービス	120
保育所等訪問支援	121
居宅訪問型児童発達支援	122
福祉型障害児入所支援	123
医療型障害児入所支援	124
就労移行支援	135
就労定着支援	136
就労継続支援A型	139
就労継続支援B型	140



※末尾に索引があります。

第1章 計画策定に係る基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい者福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、3年ごと定期的に見直しを行っているもので、静岡市では、前計画期間から、以下の3つの計画を一体的に策定しています。

①市町村障害者計画

…自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの

②市町村障害福祉計画

…障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

③市町村障害児福祉計画

…障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正以来、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組が進められています。

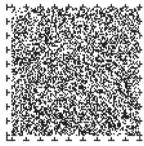
静岡市では、障がいのある人もない人も等しく権利や意思を尊重され、幸せで豊かな生活を送り、必要な支援を受けることができる共生のまちづくりを進めてまいります。

そして、世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指す本市は、「SDGs未来都市」・「SDGsハブ都市」として、SDGsも踏まえて施策を実行していきます。

上記を踏まえ、本市の障がい者福祉施策について、中・長期的な見通しを立て、医療・保健、生活環境、教育、安全・安心、就労、将来に向けた支援等、幅広い分野にまたがる課題の解決を目指します。

なお、今回の計画では、早期発達支援や医療的ケア児等への支援、市民との協働・交流など、静岡市ならではの取組を加速していくとともに、新たな大分野として「安全・安心」を位置付けることで、障がいのある人の災害時の支援体制を確保していきます。

- この計画冊子では、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に特に深く関連する項目に、「法定サービス等」または、㊦のマークの表記をしています。
- この計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は、「害」の字を「ひらがな」で表記します。
(団体等の固有名称、法令及び制度の名称に関するもの、医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合、他の文書等を引用する場合等については、「障害」を使用しています。)
- 各ページの端にあるコードは、視覚障がいのある人のための音声コード(Uni-Voice)です。スマートフォンアプリなどで読み取ることで、内容を音声で聞くことができます。



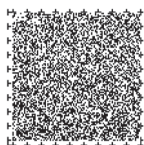
第1章
第2章
第3章
第4章
大分野1
大分野2
大分野3
大分野4
大分野5
大分野6
大分野7
大分野8
第5章

2 国の動向

年度	近年の国の動向、背景等
平成23	<p>障害者基本法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	<p>障害者虐待防止法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成25	<p>障害者総合支援法 一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用対象に難病が追加され、身体・知的・精神・発達障がい等とともに、生活に困難のある人に対して、谷間のない制度運営を整備 <p>障害者差別解消法 成立(平成28年4月1日 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定
平成26	<p>障害者権利条約 批准</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28	<p>障害者総合支援法 改正</p> <p>児童福祉法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が望む地域生活支援や多様化する障がい児支援のニーズへの対応の強化を図る ・平成30年度から自立生活援助や就労定着支援、外出困難な重度障がい児を対象とした居宅訪問による発達支援等のサービスを新設 ・平成30年度から「障害児福祉計画」を策定 ・ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置 <p>地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していく。</p>

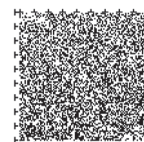
障害者権利条約批准に向けて関連法令を整備

障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組を推進

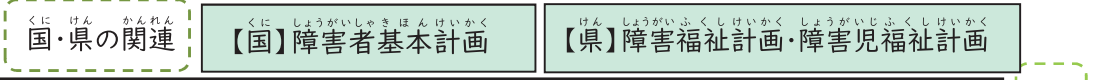
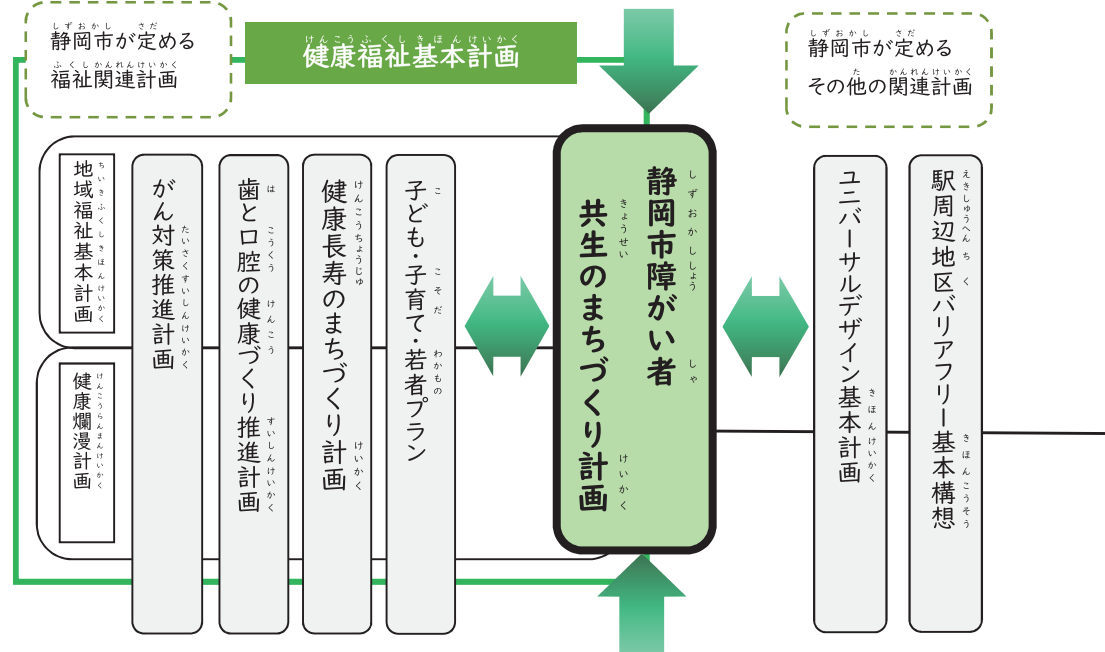
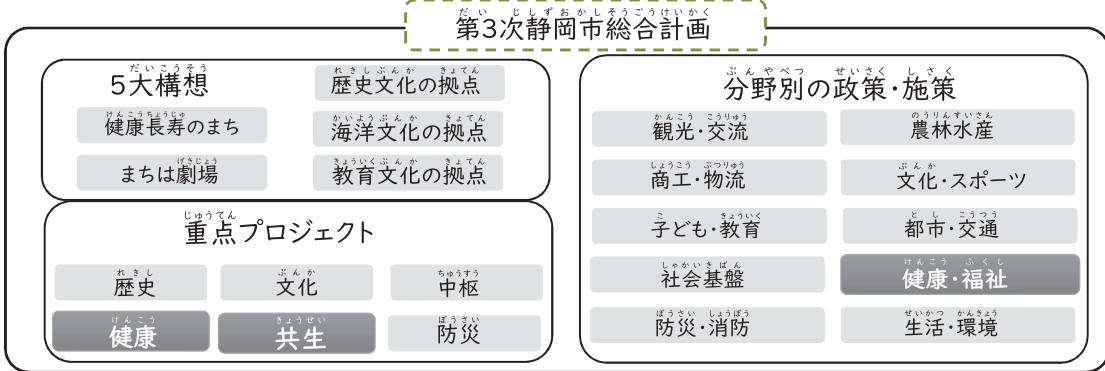


年度	近年の国の動向、背景等
平成29	<p>社会福祉法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念について規定 ・市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨について規定
平成30	<p>バリアフリー法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化について規定 <p>障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定 <p>ユニバーサル社会実現推進法 成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立
令和元	<p>障害者雇用促進法 改正（令和元年6月 / 令和元年9月 / 令和2年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の活躍の場の拡大について規定 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定 <p>読書バリアフリー法 成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立
令和2	<p>社会福祉法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・社会福祉連携推進法人制度の創設等について規定 <p>バリアフリー法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進等について規定 <div style="border: 2px dashed green; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、 障がいのある人を含むあらゆる人々の生活に変化が訪れました。 「新しい生活様式」「ウイズコロナ」「ポストコロナ」 に対応する社会の実現が求められています。</p> </div>

障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組を推進



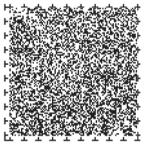
3 計画の位置づけ



- 3つの計画を一体的に策定
- 「市町村障害者計画」(策定根拠:障害者基本法第11条第3項)
自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定める。
 - 「市町村障害福祉計画」(策定根拠:障害者総合支援法第88条)
障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。
 - 「市町村障害児福祉計画」(策定根拠:児童福祉法第33条の20)
障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。

計画を一体的に策定することで…

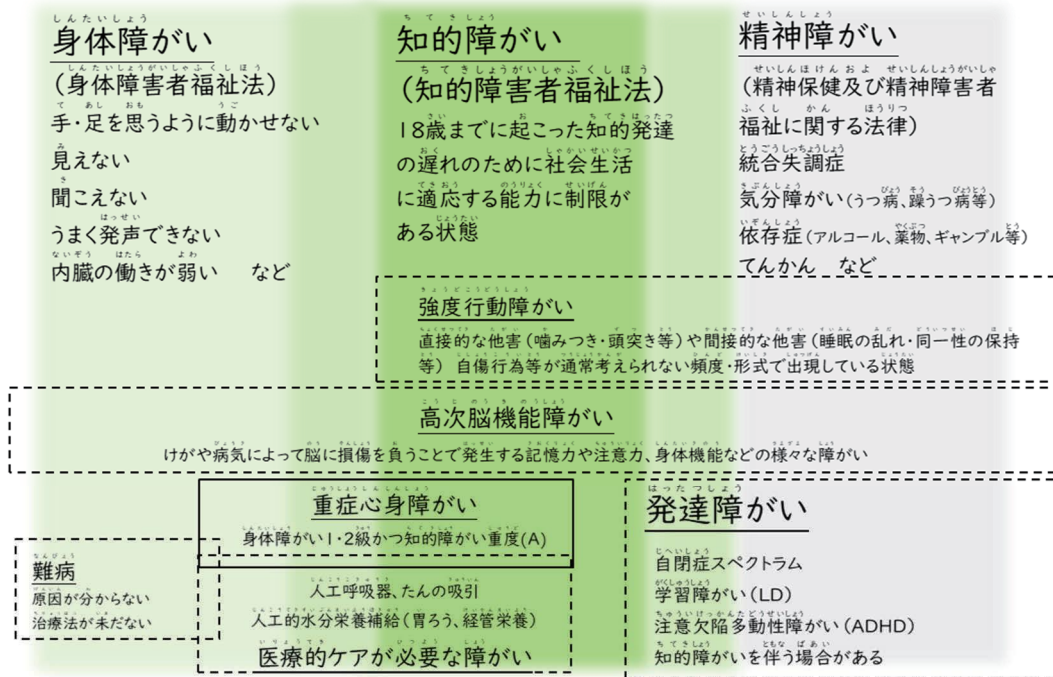
- ① 障害福祉サービスや市単独事業、他分野にまたがる施策等の全体像を総合的に把握することができる。
- ② 障がい福祉計画に定める「成果目標」を達成するための課題や障害福祉サービス等に対応することができない障がい者のニーズに対して重点的に市単独の事業や施策を計画・実施できる。



4 計画の対象

- この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。
- この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな「障がい」



★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のほざまで悩みを抱えている人もいます。

5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	H24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
静岡市障がい者計画	→											
静岡市障がい福祉計画	→											
静岡市障がい児福祉計画	→											
第3次静岡市総合計画	→											
内閣府障害者基本計画	→											
静岡県障害者計画	→											
静岡県障害福祉計画	→											

